

平成28年6月22日

## くるみん認定通知書交付式を実施しました！ (基準適合一般事業主認定)

### 地方独立行政法人北松中央病院 (所在地：佐世保市 業種：医療・福祉業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成28年5月18日に「地方独立行政法人北松中央病院」（理事長 東山 康仁）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



地方独立行政法人  
北松中央病院  
事務部長 田中 様

大塚 長崎労働局長

大庭 雇用環境・均等室長

## 地方独立行政法人北松中央病院の取組の概要

### 認定企業（地方独立行政法人北松中央病院）の概要

所在地	佐世保市
労働者数	243人（男性62人、女性181人）
事業内容	医療福祉業

### 行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成25年4月1日～平成28年3月31日）

- 1 年次有給休暇の平均取得率を30%以上とする
- 2 院内保育所による子育て支援の周知

### 企業からの一言

#### 行動計画策定に当たって工夫した点

年次有給休暇の計画的付与、半日単位、時間単位制度の取得促進のため院内会議において各部署長へ説明を行い、各部署の朝礼において全職員に周知しました。

#### 行動計画策定・実施の効果

院内保育所を認定こども園へ運営を委託し、専門的なノウハウを取り入れ、安心して仕事に専念できるようになり、現在6名が利用しています。

また、有給休暇の取得も増加してきました。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の声

子どもの急な病気や通院時、妻が休めない場合に看護休暇を数回取得しました。1日単位だけでなく、時間単位でも休暇が取得でき、子育てにとっても助かっています。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

今までは、女性職員が子の看護のため有給休暇を取得していましたが、男性職員が気兼ねなく子の看護休暇を取得できるような職場環境になれば良いと思います。

\* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

\* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

\* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

\* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、  
長崎労働局雇用環境・均等室 電話 095(801)0050

